

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2023 MAY (Vol.72)

CONTENTS

海外拠点ニュース 上海の日常風景「カプセルトイ」	2
株式会社中国銀行 上海駐在員事務所	
新興国ニュース第72回海外最新ビジネス情報	4
株式会社東京コンサルティングファーム	
タイ法令の最新情報	7
中小企業の軽減税率適用から外資系企業が除外へ＜マレーシア＞	9
Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
Managing Director 日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
<最近の香港の話題>	11
香港マイツビジネスコンサルティング	
会社法（二稿草案）：出資者責任や董事・高級管理職等の賠償責任に関する追加条項を始めとした、 各種重要項目の解説～今後の現地法人の運営管理に重大な影響あり、要注意～	13
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	



- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース

上海の日常風景「カプセルトイ」

株式会社中国銀行
上海駐在員事務所

「ガチャ」「ガチャガチャ」「ガシャポン」などと呼ばれる「カプセルトイ」。カプセル自販機を回す際のあのワクワク、出てきたカプセルを開ける際のあのドキドキ、誰しも一度は経験したことがあることでしょう。

私が子どもの頃には駄菓子屋などの一角に数台のカプセル自販機が置かれていた程度であり、価格も100円だったと記憶しています。しかし、最近では大量のカプセル自販機を置く専門店や、ショッピングモールでの専用コーナーなども増加しています。また、価格も300円～400円が主体となり、さらに高額な商品も目にするようになりました。

子どものみならず大人にもターゲット層を広げ、2020年から2023年の間で数百億単位の盛り上がりを見せている「カプセルトイ」。今や全体の市場規模は400億円以上とも言われています。

日本の玄関口である空港にもカプセル自販機が多く設置してあります。余った小銭を使えるということもあり、手軽に買えるお土産として「カプセルトイ」は外国人にも大人気です。

今回は、そんな「カプセルトイ」の中国・上海での風景をご紹介します。

1. 設置場所

ここ上海では、上海地下鉄駅構内のホーム上や、自動販売機の横にカプセル自販機が設置されていたり、ショッピングモールの一角に専用コーナーが設けられていたりします。特にショッピングモールの専用コーナーは、日本の風景と全く変わりません。



【上海市内での設置風景】



2. 商品と価格帯

各機の販売商品を紹介するラッピングシートをよく見ると、日本語のままで、一部に中国語表記が補足されています。ドラえもんやドラゴンボールなど、日本の商品がそのまま販売されています。

価格は、20円～30円（約400円～600円）の商品が主流ですが、50円（約1,000円）、80円（約1,600円）といった高額な商品も並んでいます。



3. 購入方法

キャッシュレスが日常化している中国での「カプセルトイ」の購入方法は主に3つです。

①カプセル自販機の上にモニターが設置されています。こちらのタッチパネルで希望商品を選択し、支払いはスマートフォンを使い、ウィーチャットペイ、もしくはアリペイで決済をします。それからガチャガチャを回すスタイルです。



【タッチパネル付きカプセル自販機】

②各機械の右下に設置されている二次元コードを読み込み、スマートフォンを使って決済をし、それからガチャガチャを回すスタイルです。



【二次元コード読み込み式カプセル自販機】

③日本同様にコインを入れて回すスタイルも存在します。ただし中国には10元硬貨は存在しないため、紙幣を10元分の専用コインに交換し、専用コインを機械に投入し、購入するスタイルです。



【専用コイン購入機】

4. 最後に

現在の上海では、正直なところ、カプセルトイ売り場が大盛況という風景を目にすることはありません。しかし、キャラクターによって傾斜はあるものの、熱の高いユーザーがコンプリートを行うなど一定の需要はあるようで、日本同様のブームが到来する可能性は大いにあります。そういう意味では、中国のカプセルトイ市場にはまだまだ伸びしろがありそうです。

ということで、試しに私も購入してみました。私が試した機械は、先述の購入方法①のモニターで商品を選択し、スマートフォンを使って決済するスタイルです。そしてガチャガチャを回します。この時のワクワク感は今も昔も変わりません。

私が購入したこの商品、調べてみると日本で2018年に発売された商品でした。日本ではもう買うことが出来なくなった懐かしい商品が、上海で手に入るかもしれませんよ！



以上

上海駐在員事務所

所在地：

上海市延安西路 2201 号 上海国際貿易中心
2007 室

Room 2007, Shanghai International Trade Center, 2201 Yan-an Road (West) Shanghai, China 200336

TEL : (+86) 21-6275-1988

FAX : (+86) 21-6275-1989

Email : cbk_sh@fr-chugin.jp

新興国ニュース

第72回

海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はフィリピンとタイとバングラデシュの最新情報をお届けいたします。

ぜひご一読ください。

～フィリピン～

【納税申告漏れや不備についての

新たなシステム RPS】

フィリピンの内国歳入庁、通称 BIR (Bureau of Internal Revenue) が 2023 年 1 月 10 日に Revenue Memorandum Circular No. 7-2023、RPS (Return Processing System) アセスメントについての発表がありました。RPS とは、納税者による確定申告を管理する情報システムのことです。アセスメントとは納税者に対する不備通知のことを指します。

不備の通知は主に下記 3 つの種類に分けられ、BIR によって「督促状」または「通知書」のような形で RPS アセスメントが送付されます。

1. 納税申告書が遅れて提出されたが、罰金が支払われていない、または計算されていない
2. 納税義務があるが対応する支払いがない納税申告書
3. 納税申告書を提出したが一部納付のみの場合

この「RPS アセスメント」は、納税者の申告状況を BIR のシステムに基づいて通知を出しているため、通常の税務調査とは違いその結果について、BIR に対して異議申し立てはできないと記されています。

また、過去 3 年までしか遡ることができない税務調査に対して、この RPS アセスメントは期間の

設定が指定されていないため、政府の税収を更に上げていくために設定したルールと捉えることもできます。

—納税者が注意すべきこと

(TCF 会計士の見解) —

・納税者は、申告および支払いの遅延を避けるために、支払い期限の少なくとも 3～5 日前までに eFPS (BIR へ納税する際のオンラインシステム) に登録している 銀行口座に十分な資金があることの確認、またはマニュアルで支払いをする場合には余裕を持ってする必要があります。

・BIR は、RPS アセスメントに異議を唱える必要はないと主張していますが、TCF 会計士としては評価結果として出されたものを支払う前に、RPS アセスメントの内容が正確かどうかを検証する必要があると考えます。

・RPS アセスメントの始動により、これまでは BIR からの税務調査が開始された時に過去の納税漏れや不備が発覚し、それに対する査定通知が発行されていましたが、今後は不備がある度にアセスメントとして送られてくるようになります。しかし、このシステムについても BIR 側が全ての企業の全ての不備を把握できる可能性は低いため、特に納税額が大きい企業については注意が必要といえます。

～タイ～

【株主配当の処理方法に関して】

今回株主配当の処理方法についてご案内いたします。

タイ民商法典（1201 条 4 項改定）

※2022 年 11 月 8 日改正民商法大 23 号公布、2023 年 2 月 7 日施行

『株主総会決議の際、利益剰余金から法定準備金を設定し、株主総会日から 30 日以内に源泉徴収税 10%を差し引いて、配当支払いを行う流れになります。』

【留意点】

1 タイ民商法典において資本金額の 10 分の 1 を法定準備金にしなければなりません。

2 配当支払いは株主総会日から 30 日以内に完了しなければなりません。

そのため、次のいずれかで対応する形になります。

(A) 会計期間 1 月から 12 月（決算期 12 月）の場合、期首から 4 カ月以内までに開催される定時株主総会（民商法典 1197 条規定）にて、配当決議の旨を株主総会の議事録に記載し、その 30 日後までに配当金の支払いを完了させる。

(B) 臨時株主総会を開催して、配当決議の旨を株主総会の議事録に記載し、その 30 日後までに配当金の支払いを完了させる。

※株主総会日 7 日前までに新聞公告をしなければなりません。

3 配当における源泉徴収税

配当支払時点において、下記源泉徴収税率が控除された額を株主は受け取ることが可能であり、当該源泉徴収税額は、次の各申告書フォームにて、翌月 15 日（オンライン申告の場合）までに申告・納付義務があります。

国内タイ株主への配当の場合は、10%の源泉徴収税を控除する必要があります。

また、海外への配当の場合は、源泉徴収税率が異なりますが、日本の株主への配当の場合は、日泰租税条約上 10%と定められています。

※株式を 25%以上保有している株主にタイ国内で配当する場合は源泉徴収税が発生しません。
法人の国内源泉徴収税の申告書フォーム：PND53
法人の海外送金に対する源泉徴収税の申告書フォーム：PND54

【会計処理】

(1) 剰余金の配当決議日（臨時株主総会日又は定時株主総会日）

（借方）	利益剰余金	200,000
（貸方）	利益準備金	200,000
（借方）	利益剰余金	60,000
（貸方）	未払配当金	60,000

(2) 実際の支払い日

（借方）	未払配当金	60,000
（貸方）	預金	54,000
預り金	〈源泉徴収税〉	6,000

(3) 源泉徴収税の支払い

（借方）	預り金	〈源泉徴収税〉	6,000
（貸方）	預金	6,000	

～バングラデシュ～

【現状のバングラデシュの

移転価格税制について】

2014 年より移転価格税制が施行されています。移転価格税制の法律は制定されたもの 2019 年 7 月までは殆ど機能していない状態でした。税務署によって取りまとめられた報告書によると、

「Combating Transfer Mispricing New Avenue for Bangladesh Customs」の報告書では、インドや中国では移転価格税制について厳しい取り締まりが進んでいるものの、発展途上国では移転価格税

制の取り締まりが遅れており、バングラデシュ政府も同様に規制の遅れを認識しています。国連開発計画の報告書では、バングラデシュでは1990年から2008年の間に34.8億ドル程の資金を流失、またThe global financial integrity(2020)での報告では2008年～2017年で総貿易額の17.95%に当たる60億程が流失しているとの報告もあります。この報告書では、今後の課題として、移転価格税制に詳しい人材や法整備、またオペレーションのマニュアル化などを急務で進める必要があると述べています。実際に、2019年7月までは法律に規定されているものの、移転価格税制が他の申告やコンプライアンスと結び付けられず、独立されたコンプライアンスとして機能していたため、移転価格税制に疎いバングラデシュ企業や税務当局は運用を見逃しているケースがほとんどでした。

しかし、2019年7月から、法人税の申告の際に移転価格申告の対象企業であるか、またその対象企業であった場合申告の実施の有無について、申告書に記載しなければならなくなったことで、実質移転圧覚税制に関するコンプライアンスを遵守していく流れとなってきています。

以上

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界27か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

タイ法令の最新情報

Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP)
(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP) より、タイ法令の最新情報をお届けいたします。

科学・技術・工学・数学 (STEM) 分野の高度技能取得に関する所得控除について

タイ政府は下記 STEM 分野の技能取得のための費用の所得控除を 2023 年 3 月 7 日の閣議にて承認しましたので、お知らせ致します。※現時点は官報に公示されていません。

1. STEM 分野の高度技能取得のための講習、セミナー受講費用の 150%の所得控除

従業員が科学・技術・工学・数学 (STEM) の分野の高度技能取得のため受講した講習、セミナーなどの費用の 150%を所得控除できます。

対象期間: 2023 年 1 月 1 日 ~2025 年 12 月 31 日

<条件>

- ・政府から認証を受けている履修コースであること。
- ・BOI 控除など、他の税額控除の権利を行使していないこと。

※詳細は以下リンクよりご確認ください。

(タイ語)

[Tax-EZ | ขยายเวลาส่งเสริมการพัฒนาลูกจ้างให้มีทักษะสูงในด้าน STEM รับรู้รายจ่ายได้อีก 150% \(1 ม.ค.2566 - 31 ธ.ค.2568\)](#)

2. 特定の高度技術者 (STEM) の雇用により生じる費用の 50%の所得控除

特定のターゲット産業において事業活動を行う法人は、高度技術者 (STEM) 雇用のために発生した費用の 50%を所得控除することができます。

<条件>

- ・2023 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日の間に実際に支払われた給与のうち 50%の所得控除が可能、ただし 10 万バーツを越えないこと。

- ・科学・技術・工学・数学 (STEM) の分野における高度技術者であり、歳入局長が規定した職位と認定されていること。

- ・2023 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日の間に締結された雇用契約により勤務開始していること。

- ・2023 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日の期間前の 1 年間、いずれの会社の従業員ではないこと。

- ・詳細の規則、手続き方法、条件等は歳入局長が定めた通りとなりますが、現在公示されていません。

※詳細は以下リンクよりご確認ください。

(タイ語)

[Tax-EZ | ขยายเวลาการจ้างงานบุคคลากรที่มีทักษะสูง STEM ยกเว้นเงินได้ 50% \(1 ม.ค.2566 - 31 ธ.ค.2568\)](#)

以上、ご確認の程宜しくお願い致します。

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok
10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

中小企業の軽減税率適用から外資系企業が除外へ

<マレーシア>

Kato Business Advisory

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Managing Director

日本国公認会計士

加藤 芳之氏

<ポイント>

- ・医療費控除の拡大
- ・輸入完成電気自動車（CBU EV）に対する輸入関税および物品税免除。CKDにも拡大。

<医療費控除の範囲拡大>

N子：加藤さん。今回は、既にご解説頂いた内容が、新政府によって引き継がれたのかどうかについて、個別にお話頂きました。

加藤：そうですね。

N子：今日もその続きで宜しいですか？

加藤：そうですね。今日で終わらせようと思います。

N子：はい。

加藤：まず、個人所得税関連で、「納税者、配偶者および子供の医療費に対する控除の拡大」です。

N子：はい。

加藤：従来は、以下の医療費が対象でした（最大RM8,000）。

- 重病
- 不妊治療
- 予防接種費用（RM1,000 まで）
- 人間ドック、メンタルヘルスチェックまたは相談、COVID-19 検査（診療所/病院、自己検査キットの購入を含む）（RM1,000 まで）

N子：医療費なら、何でも良いという訳ではないんですね。

加藤：はい。新予算案では、この医療費控除の対象範囲として、自閉症、知的障害、ダウン症などが加わりました。逆に、先の政府によって範囲拡大された歯科関連などは引き継がれない様です。

N子：なるほど。

加藤：あと控除最大金額が、RM8,000 からRM10,000 に増額されています。

N子：良く分かりました。

<その他>

加藤：次に、キャリア中断から職場復帰する女性に対する免税です。

N子：加藤さんの好きなやつですね。

加藤：そうなんです。でも残念ながら、新予算案でのアナウンスは無く、引き継がれないようです。

N子：それは残念ですね。

加藤：はい。次に、輸入完成電気自動車（CBU EV）に対する輸入関税および物品税（excise duty）免除の延長です。

N子：これも加藤さんの好きなやつですね。

加藤：別の意味でね。これについては新予算案で充実され、CKDやローカルアッセンブリーにも拡大されます。また、免除期間も延長されます。

N子：なるほど。

加藤：具体的には、以下の通りです。

●輸入完成電気自動車：2025 年末まで輸入関税及び物品税が免除

●CKD 電気自動車：2027 年末まで物品税及びセールスタックスが免除

●ローカルアッセンブリー：部品につき、2027 年末まで輸入関税が免除

N子：有難うございます。

加藤：次に、ローン/融資契約の再構築またはリスケジュールに対する 100% の印紙税免除（2024 年末まで）ですが、これも引き継がれるようです。

N子：はい。

加藤：次に、2024 年度から、所得税や法人税の納税には、オンラインでの納税が義務付けられる改正ですが、これは既にスタートしています。

N 子：はい。

加藤：次に、2023 年以降、18 歳に達した市民と永住者には、IRB によって TIN が自動的に付与される改正案ですが、これもアナウンスはなかったが引き継がれるようです。

N 子：はい。

加藤：次に炭素税導入については、アナウンスがされませんでしたので、新政府による引継ぎはなかったようです。

N 子：はい。

加藤：最後に、税務上の減価償却(Capital Allowance)・プラントの定義の拡大ですが、アナウンスは無かったものの、ファイナンスビルには織り込まれたため、引き継がれるようです。税務上も無形資産が償却出来るようになるとの事ですが、具体的にどのような資産が含まれるのかはまだ不明です。2023 年度の発効となります。

N 子：有難うございました。

Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名 (2020 年 11 月 時点)

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

－お問い合わせ先－

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

<最近の香港の話題>

香港マイツビジネスコンサルティング

3月10日～19日の間、銅鑼湾のビクトリアパークで3年ぶりに「香港フラワーショー」が開催されました。今年はアジサイがテーマで約40万本の花が展示され、園芸用品の販売、ワークショップやゲームもあり多くの人が訪れました。

亜熱帯の香港で桜や紅葉は見られませんが、日本とは違った南国独特の植物を見ることができます。香港のシンボルとして旗にもなっている「パウヒニア/Bauhinia/洋紫荊」は香港原産で、「香港蘭」とも言われます。1880年に香港で発見され、1965年に香港の花として選定されました。湾仔の金紫荊廣場 (Golden Bauhinia Square) にある金色のパウヒニア像は、1997年に返還記念として中国政府から贈られたもので観光スポットとして有名です。香港原産の植物は他にもあり「ホンコンツバキ/ Camellia Hong Kong Ensis / 香港紅山茶」という椿の一種、「ホンコンドウダン/ Enkianthus Quinqueflorus/子安満天星」は小さなベルのような可愛らしい花を咲かせるツツジの一種です。コンクリートジャングルで摩天楼の街と呼ばれる香港で植物に接する機会は少ないと思われがちですが、香港は意外と身近の至る所に大小さまざまな公園があり、子どもや老人の憩いの場、都会のオアシスとしての機能を果たしています。香港の40%は自然保護区となっており、郊外へ一歩出れば豊かな自然に触れることができます。

先日、ラマ島に原生する「沈香木 (じんこうぼく)」を盗伐したとして中国本土籍の男女12人が逮捕されました。押収された沈香木は13株で、230万香港ドルに相当するということです。沈香木はお線香、薬用、香料など身近な用途に使われ

ますが、沈香木であればどれでも香りを持っているというわけではありません。傷や虫、天候などによるダメージを受けた木が樹脂を分泌し、その樹脂の沈着した部分が乾燥したものを熟すると、非常に良い香りがします。沈香木の中でも最高級の「伽羅 (きゃら)」は、乱獲されたことから現在はワシントン条約の希少品目第二種になっています。過剰な伐採による産出量の減少と、東南アジアを中心とした需要の高まりもあって沈香木は以前よりも高価で取引されており、自然保護区内でも沈香木の盗伐は後を絶たないのが現状です。東南アジアのいくつかの熱帯地方では沈香木の苗を植える活動が行われており生産量の回復を目指しています。

香港では「羅漢松 (らかんまき)」も同様に盗伐すれば罪に問われます。羅漢松は松の木の種類で、盆栽のように鉢植えしたものが観賞用として人気がありますが、木材は建築や彫刻にも利用され非常に価値が高いものです。また中華圏において羅漢松は風水の良い縁起物としても重宝されており、「幸せを呼ぶ木」と言われ市場では高価で取引されています。羅漢松に限らず日本のマキも近年は中国、台湾、香港向けの輸出が増加していて1本1000万円～で取引されています。

さて、香港ではCBD (カンナビジオール/Cannabidiol) が今年2月1日より禁止となりました。近年よく耳にするCBDですが、痛みを和らげストレス軽減の効果が期待できる天然成分で食品や化粧品などに使われています。CBDは大麻草から抽出・製造されますが依存性は無く、欧米では医薬品として承認されており、日本でも大麻には該当しないと合法になっています。

香港では諸外国と同じように近年CBDブームが起きていたので、食品やサプリメントなど身近なショップや飲食店で入手できていました。世界的

に CBD は人気が高まっていますが、中国では香港よりも早くから危険ドラッグとして分類され禁止されていました。香港でも禁止となった背景としては、CBD 自体に依存性は無いとしても、大麻成分の THC（テトラヒドロカンナビノール）を完全に除くことは難しいこと、また CBD に強酸を加えると THC に変換できることから、そういった業者や個人の出現を防ぐためとされています。香港で CBD を所持、消費した場合は 7 年の禁固刑と最高 100 万香港ドルの罰金が科されます。また CBD の製造、輸出入は終身刑になる可能性もありますので、日本を含む海外では生活の一部となっても、香港に CBD を持ち込まないよう気を付けましょう。実際に日本でも CBD 製品から THC が検出されたケースもありますので、日本国内で取り扱われている製品の場合でも、できるだけ正しい製品情報を得ることが重要です。

他にも食品の安全に関心が高い香港では、香港消費者委員会などによって市販食品の安全性が度々チェックされ結果が公表されています。例えば発がん性物質が含まれていると指摘された製品の中には香港の大手メーカーのもの、日本人が長年親しんできた日本メーカーのものが含まれていて驚かされることがよくあります。ここ 1、2 年ほどでもクッキーやビスケット類、醤油などの調味料、生鮮肉や魚、インスタント麺などが調査され、基準値オーバーと指摘された製品が店頭から一時は姿を消しました。香港は食料の大半を輸入に頼っており、スーパーには日本を含む海外からの輸入食品が並んでいます。ほとんどの食品が日本のメーカーという日本国内のスーパーに比べると、香港は販売元の国、メーカーが様々で、価格帯も幅広いので選択肢が豊富にも見えますが、価格と品質のバランスは個人の生活水準や食に対する考え方に大きく委ねられています。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

－お問い合わせ先－

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

会社法（二稿草案）： 出資者責任や董事・高級管理職等の 賠償責任に関する追加条項を始めと した、各種重要項目の解説

～今後の現地法人の運営管理に重大な影響
あり、要注意～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

今年3月に閉幕した全国人民代表大会（以下“全人代”と表記）では、国务院の機構改革ほか重要事項が決定されましたが、現在、審議過程の重要草案の筆頭に、会社法の改正が挙げられますⁱ。中国の立法法ⁱⁱにより法律の制定には原則、3回（以上）の草案審議が求められる中、会社法（草案）は既に2回審議済であり、また現行会社法ⁱⁱⁱに対する改正は2023年の立法計画にも挙げられており、次回（本年4月）開催の全国人民代表大会常務委員会での制定も、現行の枠組上では可能です。

一方、2023年1月28日まで意見聴取されていた二稿草案^{iv}では、出資者責任や董事・高級管理職等の賠償責任を始め、各種の重要事項に更なる調整が見受けられています。この為、本稿では二稿草案のうち、日本本社において現地法人の運営管理に影響を及ぼし得る重要事項を主体に解説します。

1. 会社法（二稿草案）

二稿草案のうち、日本本社に重大な影響を及ぼし得る重要事項について、初稿草案からの変更点に重点を置き、また必要に応じて現行法と比較しつつ、解説します^v。

（1）出資者責任の厳格化

まず、株主（以下“出資者”と表記）の出資義務ですが、もし期限に資本金を払込まなければ

ば、会社（以下、現地法人と表記）の持分権喪失通知により、出資者が持分権を喪失する等は初稿草案と同様ですが、更に持分権を喪失した6か月以内に、当該持分権の譲渡、減資をしない場合、他の出資者が出資比率に応じ出資金額を支払う等が二稿草案にて追加されています。従い、もし二稿草案が踏襲され、払込み未済の合弁パートナーが存在する場合、もし日本側が出資金を全額払込み済であったとしても、合弁パートナーが期限通りに払込まず、当該喪失持分権を放置した場合、日本側に払込み等の責任が生じる形となります。（以上、第51条）また期限通りに出資しない場合の個人の責任についても、下記（2）の改定が加えられました。

（2）董事と高級管理職の責任の強化

現行法では、董事、監事、高級管理人員が職務遂行において現地法人に損害を与えた場合、現地法人に対する損害賠償責任を定めています^{vi}。初稿草案では、董事や高級管理職が職務執行に際し、故意又は重大過失により第三者に損害を与えた場合に、現地法人と共に連帯責任を負うと明記されるなど、賠償範囲の拡大が注目を集めました。二稿草案では当該関連条項は下表等に変更され、第三者への損害賠償は、故意や重大過失により賠償責任を負うと同条項からは“連帯”が削除されると共に、董事の為に賠償責任保険の付保を認めるなど、個人の責任について一定の配慮が加えられました。

一方、出資時の個人の賠償責任は、現物出資の実際の価額が出資引受額よりも著しく低く、現地法人に損害を与えた場合、“責任を有する”董事、監事、高級管理職が連帯責任を負う形に厳罰化されました。

【表：二稿草案における、董事、高級管理職等が負うべき責任範囲にかかる条項から抜粋】

（初稿草案から二稿草案に掛け、**緑字**が追記事項、**赤字・取消線**が削除箇所。）

- 董事、高級管理職が業務を遂行し、第三者に損害を与えた場合、**現地法人が賠償責任を負う**。
もし董事、高級管理職に故意または重大な過失が存在する場合、**賠償連帯責任を負う**。
(第 190 条)
- 現地法人の出資者、実質的支配者が董事、高級管理職に指示し、現地法人又は出資者の利益に損害を与えた場合、これらの董事、高級管理職も連帯責任を負う。(第 191 条
→文脈的には、ほぼ同義)
- 現地法人は董事の任期中、現地法人の職務遂行による董事の賠償責任について**賠償責任保険を付保できる**。(後略。第 192 条)

- 出資者に前項(出資した現物財産の実際の価額が出資引受け額よりも著しく低い等)の行為があり、現地法人に損害を与えた場合、出資者が賠償責任を負い、**知っていた或いは知り得べき責任を有する**董事、監事、高級管理職が**必要な措置を講じ無かった場合**、当該出資者と賠償連帯責任を負う。(第 52 条)

2. 機関設計に対する一層の整備、強化

次に、機関設計において、役割の明確化やガバナンスに柔軟性を持たせる形に変更されています。

まず、初稿草案では現行の会社法に定められている董事の具体的な職権を削除していましたが、再度、董事の職責を具体的に列挙する形式に変更しています。(第 67 条)

また、前出の出資金払込み状況の確認は、董事会が行うべき形に変更されています(第 51 条)。

更に比較的小規模の有限責任会社では、現行や初稿草案と同様に二稿草案でも監事会に代替して1名か2名の監事の設置を容認しています^{vii}が、更に全出資者が一致して同意すれば、監事の設置を不要にできるとの条項も追加されています。(第 83 条)

一方で、現行法においても監事会では従業員代表を含める必要があります^{viii}が、二稿草案では“(従業員代表を有する)監事会を設置した場合を除き”と初稿草案から適用除外条件が付記されたものの、依然、従業員が300人以上の有限責任会社では董事会に従業員代表を含めなければならない(且つ、より小規模の現地法人においても董事会の構成員に従業員代表を含めることができる、第 68 条)等、現行の機関設計から変更が加えられています^{ix}。

3. 留意事項：現地法人管理における本社への影響

二稿草案では、董事や高級管理職の業務遂行に対する賠償責任の範囲が調整され、更に董事に対して損害賠償責任保険の付保を容認する等、個人に対する賠償責任に一定の配慮が見受けられるものの、現行法と比較すれば、依然、第三者に対する賠償責任条項が追加・維持されている点には変わりなく、董事や高級管理職の忠実義務、勤勉義務がより重く課せられており、注意が必要です。

更に、二稿草案では出資者の出資義務がより厳格化され、払込み未済の合弁パートナーを有するケースにて、もし二稿草案が踏襲されれば、合弁パートナーの出資義務の履行に注意を払う必要が生じます。

この為、今後、従来以上に合弁パートナーとの円滑な意思疎通や協働が求められると考えられます。

また、独資企業などの実情に合わせて、出資者の同意の下、監事の任命を不要とするなど、より柔軟な機関設計を容認した一方で、一定規模以上の現地法人では、監事会に加えて董事会の構成員にも従業員代表を含める必要が生じ得るなど、留意が必要です。

このように、現地法人の運営・管理に重大な変更や影響を及ぼし得る二稿草案は、その他、上場

会社に対するガバナンス強化に関する条項等々、多岐に亘り改定されています。更に、二稿草案に対しても多くの意見が寄せられた状況です[※]。この為、改正公布までに時間を要する可能性が十分にある一方で、既に二審を経ており、今後、比較的短期間での公布の可能性も踏まえつつ、改正条項の審議動向に注視が必要です。



- ⁱ 2022 年 12 月には増値税法の下記 URL の初回草案が審議されており、今後、同法の審議動向も注視されたい。
URL: [増値税法草案首次提请审议保持现行税制框架和税负水平基本不变_中国人大网 \(npc.gov.cn\)](http://www.npc.gov.cn)
- ⁱⁱ 立法法 (2023 年改正) の原文は右記 URL の通り。
URL: [中华人民共和国立法法_中国人大网 \(npc.gov.cn\)](http://www.npc.gov.cn)
- ⁱⁱⁱ 現行の会社法の原文は、右記 URL の通り。
URL: [中华人民共和国公司法_中国人大网 \(npc.gov.cn\)](http://www.npc.gov.cn)
- ^{iv} 会社法 (二稿草案) の原文は右記 URL の通り。
URL: [《公司法》修订草案二审稿公开征求意见 \(qq.com\)](http://www.qq.com)
- ^v 初稿草案の重要ポイントは、下記 URL に含まれる JP マイツ通信 2022 年 2 月号を参照のこと。
URL: [ニューズレター アーカイブ | 株式会社マイツ \(myts.co.jp\)](http://www.myts.co.jp)
- ^{vi} 現行会社法第 149 条を参照のこと。
- ^{vii} 現行会社法第 51 条を参照のこと。
- ^{viii} 現行会社法第 51 条を参照のこと。
- ^{ix} 更に、初稿草案に引続き、董事会内に監査委員会を設置できる (第 69 条) 旨も定められている。
- ^x 同草案には 25,365 件 (Ex. 増値税法草案 430 件) と多数の意見が寄せられた。
為参考 URL: <http://www.npc.gov.cn/flcaw/>

マイツグループ

日本国内に 3 拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に 10 拠点 (上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港) を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】 : <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原 (しのはら) Email : yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。